

# 平成27年度 板橋区任期付職員 (法務担当副参事) 採用選考案内

平成28年1月  
板 橋 区

## 1 採用予定数、勤務地等

職務の級	採用 予定数	職務内容
課長級	1名	○条例、規則等の立案、調査及び関係法令解釈に関すること ○訴訟、行政不服審査等に関すること ○職員の法務能力向上のための研修等の実施に関すること ○職員からの業務上の法律相談に関すること

※「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のこと、給与、勤務時間等は他の正規職員と同様の扱いとなります。

## 2 求められる役割

法務分野における高度な知識・職務経験及び行政課題解決能力

## 3 任用期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）

※ただし、平成31年4月1日以降、1年を単位に2回まで更新することがあります。

## 4 受験資格

年齢を問わず、以下の①～⑤の条件を全て満たしていること

- ① 日本国籍を有していること
- ② 司法修習を修了した者又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有する者
- ③ 弁護士経験3年以上の者
- ④ 地方公務員法第16条のいずれにも該当しないこと
- ⑤ 弁護士法第7条のいずれにも該当しないこと

※④及び⑤については本選考案内3ページをご確認ください。

## 5 選考方法、選考日、会場等

### (1) 第一次選考

選考方法	書類選考
合格発表	平成28年2月中旬

※ 合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に郵便で通知します。

※ 電話等による照会には応じられません。なお、平成28年2月18日までに通知が届かない場合は、総務部人事課人事係にお問い合わせください。

### (2) 第二次選考

選考方法	口述試験
実施日時	平成28年2月22日(月)
会場	第一次選考合格者に対して詳細をお知らせします。
合格発表	平成28年2月下旬(予定)

## 6 受験申込手続き

所定の応募書類に必要事項を本人が記入し、下表の要領で申し込んでください。

郵送の場合	平成28年1月15日(金)～平成28年2月1日(月)(消印有効) 封筒の表に「板橋区職員(法務担当副参事)採用選考受験申込」と朱書き、簡易書留で送付してください。(郵便による事故については責任を負いません)
持参の場合	平成28年1月15日(金)～平成28年2月3日(水) 平日9:00～17:00 ※土日・祝日は受け付けません
申込み先	板橋区総務部人事課人事係(区役所南館4階21番窓口) 〒173-8501 板橋区板橋二丁目6番1号 TEL 03-3579-2070
応募書類	① 採用選考申込書 ② 職務経歴書 ③ 司法修習修了証の写し

## 7 勤務条件等

### (1) 給与

原則、弁護士としての経験年数等により決定します。

- ・このほか、期末・勤勉手当及び該当者に通勤手当、扶養手当等が支給されます。
- ・昇給は、原則として年1回行われます。

(2) 勤務時間・休暇等

- ① 勤務日 原則として月曜日から金曜日まで（4週8休制）
- ② 勤務時間 原則として8時30分から17時15分まで
- ③ 休暇 年間20日の年次有給休暇（4月1日採用の場合は15日）  
その他夏季休暇、慶弔休暇等

(3) 服務

任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されますので、現在行っている弁護士業については、原則として停止していただきます。

(4) その他

弁護士会の会費等は、自己負担となります。

## 8 参考

**【地方公務員法第16号（欠格条項）】**

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**【弁護士法第7号（弁護士の欠格条項）】**

次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けたもの
- 三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者
- 四 成年被後見人又は被保佐人
- 五 破産者であつて復権を得ない者

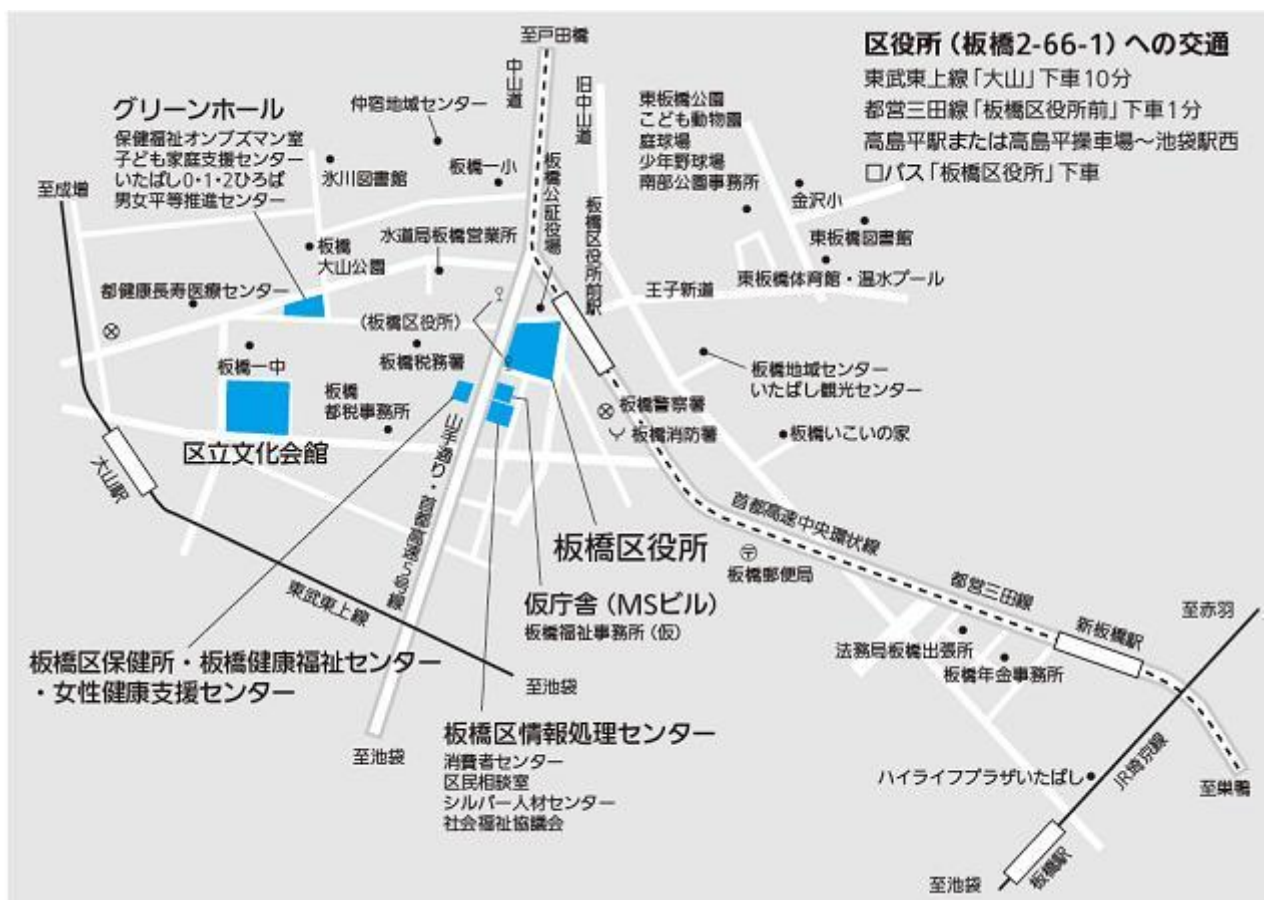


# 板橋区役所

所在地：板橋区板橋二丁目6番1号

交通：都営三田線「板橋区役所前駅」下車1分、東武東上線「大山駅」下車10分

## 案内図



お問い合わせ

板橋区総務部人事課人事係

03-3579-2070 (直通)